

NTCIR タスク参加者用テストコレクション利用許諾に関する覚書

(NTCIR ワークショップ参加者用)

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所(以下「甲」という)と
(以下「乙」という)は、NTCIR ワークショップ
において甲が提供する「NTCIR-11 QA Lab for Entrance Exam Japanese サブタスク タスク参加者用テストコレク
ション」に関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。

第1条(データの内容)

1. 「教科書データ」とは、別紙細則1に定めるデータのことである。
2. 「タスクデータ」とは、別紙細則2に定めるデータのことである。
3. 「未加工提出結果データ」とは、甲が主催する NTCIR ワークショップにおいて、甲が設定した課題について、当該タスクの参加者が提出したシステムの実行結果の未加工のデータのことである。
4. 「評価データ」とは、「未加工提出結果データ」に対して、あらかじめ定めた基本評価算出ツールを用いて算出して得られたデータのことである。
5. 「テストコレクション」とは、「教科書データ」、「タスクデータ」、「未加工提出結果データ」、「評価データ」の総称である。

第2条(権利の帰属)

1. 「教科書データ」に関する著作権については、別紙細則3に定める。
2. 「タスクデータ」に関する著作権については、別紙細則4に定める。
3. 乙が、「テストコレクション」を利用して開発した技術、システムなどに関して生じた知的財産権は、乙に帰属する。
4. 乙から提出されたデータに基づいて、甲が行った分析結果、「テストコレクション」の改良などに関して生じた知的財産権は、甲に帰属する。

第3条(利用許諾)

甲は乙に対して「テストコレクション」の利用を許諾する。

第4条(利用許諾の範囲)

1. 乙は、NTCIR-11 ワークショップが終了する平成27年9月末日まで、「テストコレクション」を NTCIR ワークショップの課題遂行および課題に関連する研究目的にのみ利用できるものとする。
2. 乙は、「テストコレクション」を利用する者を、下記の研究代表者および当該研究代表者と同一組織(研究室、グループ、プロジェクト等の名称を問わない。)に属し、直接に共同して研究を行う者、ならびに当該研究代表者が直接指導する大学院生等(以下「研究グループ」という)に限定されるものとする。

記

研究代表者(研究グループ代表)

所属・職名:

氏名:

3. 乙は、「テストコレクション」およびその全体または一部を複製したもの、あるいは、それを復元できる状態に加工されたデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布、送信可能化をしてはならない。
4. 乙は、NTCIR-11 ワークショップ終了後は「テストコレクション」を情報検索、自然言語処理等に関する研究目的にのみ利用できるものとする。
5. 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

第5条(提供の方法)

甲は、別紙細則5に定める手段により「テストコレクション」を乙に提供する。

第6条(知見の発表)

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「テストコレクション」を利用して得られた知見に関する研究発表を行うことができる。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「テストコレクション」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権および出版者等の権利を侵害してはならない。
3. 乙は、「未加工提出結果データ」もしくは「評価データ」を利用した研究成果を発表する場合は、発表論文において、これらのデータの性質と収集法を明確に説明する。
4. 乙は、発表論文に、テストコレクション名、および利用した教科書データ名、および大学入試二次試験問題データ名、およびセンター試験問題データ名および/または株式会社ジェイシー教育研究所が販売する「大学入試センター試験問題データベース センターTen2011 通常版 全教科セット」を利用したことを明記し、かつ、NTCIR ワークショップの会議論文集と関連する文献を引用するものとする。

5. 乙は、発表論文の書誌事項（掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等）とともに発表論文の別刷りまたはコピーの一部、論文発表の都度、甲に提出するものとする。
6. 乙は、「テストコレクション」を利用して得られたデータの公開については、事前に甲から書面による承認を得ることとする。
7. 乙は、「テストコレクション」を用いた評価結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・中傷に用いてはならない。

第7条（覚書の有効期間）

1. 本覚書の有効期間は、覚書締結日より平成27年9月30日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲または乙から本覚書を更新しない旨の書面による申し出がない場合には、一年間継続するものとし、以後も同様とする。
2. 前項にかかわらず、一年間継続する乙が「未加工提出結果データ」および「評価データ」の利用を希望する場合は、有効期間満了日の一か月前までに甲に書面により申し出た上、別途覚書を取り交わすこととする。
3. 有効期間または更新期間をさらに更新しない場合は、乙は期間満了後、乙はすべての計算機およびメディアから「テストコレクション」を速やかに消去しなければならない。なお、乙の属する組織または乙の所属に変更の生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行うものとする。

第8条（報告書の提出）

1. 乙は、NTCIR ワークショップの定められた手順に従って、成果報告を甲に提出するものとする。
2. 乙は、有効期間満了日の一ヶ月前までに「テストコレクション」を利用した当該年度の研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

第9条（データの利用中止）

1. 乙は、本覚書に違反する利用が行われた場合、甲の申し入れにより、直ちに「テストコレクション」の利用を中止し、すべての計算機およびメディアから、「テストコレクション」およびこれを加工して得られたデータの全てを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。
2. 「テストコレクション」の著作権者または利用許諾権者から、個々のデータの利用中止の要請があった場合、乙は、甲の申し入れにより、すべての計算機およびメディアから該当するデータを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。

第10条（免責事項）

甲および「テストコレクション」の著作権者または利用許諾権者は、理由の如何を問わず、乙が「テストコレクション」を利用したことにより生じた不利益について、一切の責任を負わないものとする。

第11条（協議事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

第12条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番2号
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
国立情報学研究所
所長 喜連川 優

(乙) 住所 _____
名称 _____
役職名 _____
氏名 _____

別紙 NTCIR-11 QA Lab for Entrance Exam Japanese サブタスク

タスク参加者用テストコレクション

(NTCIR ワークショップ 11 参加者用)

細則 1 「教科書データ」とは、正式名称「NTCIR-11QA Lab for Entrance Exam Japanese サブタスク 教科書データ」と称し、甲が、細則 3 に定める著作権者から「NTCIR-11 QA Lab for Entrance Exam Japanese サブタスク」の参加者に共同研究者として利用させることを許諾されたデータのことであり、表 A に掲げたものによって構成されたデータのことである。

表 A

- A.1 日本語教科書コーパス 2 - 世界史サブセット
 - A.1.1 甲が株式会社山川出版社より提供を受けた以下に掲げるデータ
・詳説世界史(世 B 016)の本文および注のテキストデータ
- A.2 日本語教科書コーパス 2 - 世界史サブセット のアノテーションデータ
 - A.2.1 A.1.1 に掲げたデータに甲が付与したアノテーション
- A.3 日本語教科書コーパス 2 - 世界史サブセット のインデックスデータ
 - A.3.1 A.1.1 に掲げたデータに甲が付与したインデックスデータ

細則 2

1. 「タスクデータ」とは、正式名称「NTCIR-11 QA Lab for Entrance Exam Japanese サブタスク タスクデータ」と称し、「センター試験問題データ」および「大学入試二次試験問題データ」から作成したタスクの課題データおよび解答データから構成される。
2. 「センター試験問題データ」とは、正式名称「NTCIR-11QA Lab for Entrance Exam Japanese サブタスク センター試験問題データ」と称し、甲が、その権利者から NTCIR ワークショップ 11 の課題遂行および課題に関する研究利用のために一定期間参加者に利用させることを許諾されたデータのことであり、表 B に掲げた中から甲によって選択され、構成されたデータのことである。

表 B センター試験問題データ

- B.1 株式会社ジェイシー教育研究所が販売する「大学入試センター試験問題データベース センターTen2011 通常版 全教科セット」に含まれる大学入試センター試験問題のテキストデータおよび画像データに甲がアノテーションを付与したもの

3. 「大学入試二次試験問題データ」とは、正式名称「NTCIR-11QA Lab for Entrance Exam Japanese サブタスク 大学入試二次試験問題データ」と称し、甲が、その権利者から NTCIR ワークショップ 11 の課題遂行および課題に関する研究利用のために一定期間参加者に利用させることを許諾されたデータのことであり、表 C に掲げた中から甲によって選択され、構成されたデータのことである。

表 C 大学入試二次試験問題データ

- C.1 甲が株式会社ジェイシー教育研究所より提供を受けた大学の入試二次試験問題の紙面のデジタルデータ (PDF 形式、Word 形式) テキストデータおよび挿入図の画像データ
- C.2 C.1 に掲げたデータに甲が付与したアノテーション

細則 3 「教科書データ」に関する著作権法上の権利は、第三者に著作権がある部分およびアノテーション部分を除き、株式会社山川出版社に帰属する。アノテーション部分の著作権法上の権利は、甲に帰属する。

細則 4 「タスクデータ」のうち、「センター試験問題データ」に関する著作権法上の権利は、(ア)試験問題、問題文中の各作品、アノテーション部分に関するものを除き、株式会社ジェイシー教育研究所に帰属する。(イ)アノテーション部分の著作権法上の権利は、甲に帰属する。「タスクデータ」のうち、「大学入試二次試験問題データ」に関する著作権法上の権利は、(ア)試験問題、問題文中の各作品、アノテーション部分に関するものを除き、株式会社ジェイシー教育研究所に帰属する。(イ)アノテーション部分の著作権法上の権利は、甲に帰属する。解答データに関する著作権は、甲に帰属する。「タスクデータ」は「センター試験問題データ」および「大学入試二次試験問題データ」に由来するものであるが、その内容については「センター試験問題データ」および「大学入試二次試験問題データ」の著作権者が責任を負うものではない。

細則 5

1. 甲は、乙に対する「教科書データ」の提供を技術的に妥当な手段により行う。
2. 甲は、乙に対する「タスクデータ」の提供をファイル転送などの電子的手段により行う。